

沿岸広域振興局長告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

令和元年8月2日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	廃止年月日
上閉伊郡大槌町上町25番2の一部、31番2、33番4及び34番2	115.00	4.00	令和元年7月1日
上閉伊郡大槌町大槌第27地割57番1並びに字大安渡57番7、58番1及び65番12	78.00	4.00	〃
上閉伊郡大槌町吉里吉里第23地割字茶洞6番11及び14番8	35.00	4.00	〃
上閉伊郡大槌町上町2番1	68.10	4.00	〃
上閉伊郡大槌町上町50番1、50番13、51番8、51番10、51番16及び51番17	22.70	4.00	〃
上閉伊郡大槌町赤浜二丁目201番16	63.35	6.01	〃
上閉伊郡大槌町新港町158番8	13.50	5.00	〃
上閉伊郡大槌町新町206番3	51.68	6.02	〃